

神戸市教職員組合 養護教員部との交渉議事録

1. 日 時：令和4年12月2日（金）17：30～18：00
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：
 - （市）学校教育課長、学校教育課担当係長、健康教育課学校保健担当課長、健康教育課学校保健係長、教職員課長、教職員課労務制度担当係長、他1名
 - （組合）副執行委員長、書記長、他4名
4. 議 題：2023年度 教育環境整備・労働条件改善に関する要求書の提出について
5. 発言内容：
 - （組） 要求文5番について発言します。これまでも交渉してきました1週間以内の連続した宿泊行事の引率については改善されています。また、中学校における宿泊行事の実施回数が1、2年生で二泊三日になったことも業務改善につながっていると感じています。しかし、今年度については宿泊行事が集中する学校も多かったようで、健康診断や学校行事の実施と重なり、養護教員の体力的、精神的な負担がかなりありました。感染症予防対策や児童生徒の健康管理の複雑化の面からも、宿泊行事の時期を分散して実施するように、また、万が一重ならざるを得ない場合には、救護員を活用するよう管理職に周知をしていただきたいと思います。
 - 次に、救護員の活用や費用に関して話をします。救護員の活用は、昨年度と同様に小学校が8割、中学校では1割と利用の割合に大きな差がありました。中学校の利用が少なかった理由としては、女性教員が少ないことや、経験の浅い若手教員が増えている現状から、養護教員が女子生徒の生活面全般を指導する役割を担うことが多く、引率するのが当たり前という考え方が主流となっていることが挙げられます。また、費用面でも、学校運営費からの支出のため、養護教員が救護員を利用したくても依頼しにくいという理由もあります。このような現状から、子育てや介護があり、宿泊ができないということで、中学校から小学校へ異動する養護教員もいると聞きます。そこで、市教委から中学校の管理職に周知していただきたいことが2点あります。1、年度当初に宿泊行事の引率について養護教員の意向を確認すること。2、救護員の雇上げを校内の予算編成に反映すること。以上、救護員を活用しやすい環境の整備を求めます。
 - （市） 宿泊を伴う教育活動の救護員制度については、基本的には、中学校、小学校を問わず養護教員の皆さんが子供たちの日頃の様子を理解していただいていますので、養護教諭が宿泊に同行していただくことが一番望ましいと考えています。ただし、子育てや介護など、個人や家庭の事情があると思いますので、そういった場合は、ぜひ救護員制度を活用いただきたいと思います。特に、お話にも出ている中学校は、女性職員が少ないということもあり、養護教員が頼りにされ、宿泊に同行してほしいという管理職の思いもあると思います。先ほど申し上げましたが、家庭の事情を最優先とし、働きやすい職場とすることが一番必要なことだと思います。校長会では当然周

知していますが、より踏み込んで、年度当初に意向を確認し、その意向を汲んで、家庭の事情がある場合は、救護員の制度を利用させていただきたいと思います。正直、管理職に相談しにくい雰囲気というのが残念ながらあるかもしれません。そういう意味では、改めて普段のコミュニケーションが大切ですが、もう一点の学校運営費という点については、校長先生の裁量という部分もありますので、校長会で改めて制度の周知をしてまいりたいと思います。

(組) ありがとうございます。学校として同行してほしいという管理職の思いは分かりませんが、学校としてという前に、まず御本人の事情を最優先にさせていただくことを、校長会やほかの場面でも周知させていただきたい。できれば計画段階で、そのような手順が踏めるようなものがあれば良いのではないかと思います。よろしくお願いします。

(組) 健康教育課に対する発言に移らせていただきます。

(組) 要求文3番について発言します。オートクレーブの全校配置により、煮沸消毒に比べ安全に準備が進められるのでとてもありがたいという意見が多くありました。しかし、今年度の養護教員部のアンケートでは、95%の養護教員が、検診器具の事前準備や片づけに手間と時間がかかると回答しており、業務改善につながるという理由で業者委託を希望しています。オートクレーブでの滅菌作業は、器具の消毒などを含めると1回につき1時間以上かかります。検診終了後の滅菌作業を勤務時間に終えることはできません。検診後の器具は汚染されているため、翌日まで置いておくことに不安がある養護教員もいます。また、その検診器具を直接扱うことで感染の恐れもあります。現在、学校は慢性的な人員不足のため、養護教員も児童の支援に当たったり、介助が必要な児童生徒の個別支援を担ったりしています。業者委託が実現すれば、健康診断が続く繁忙期において大幅な業務改善につながり、生み出した時間にそれらの執務を充当することができます。

政令都市の状況ですが、横浜市、相模原市では全ての検診器具について、業者委託が実現しています。札幌市は歯科のみ、新潟市と福岡市は歯科、耳鼻科のみで一部業者委託が導入されています。毎年要求していますが、養護教員の安全確保ならびに多忙化解消のためにも業者委託の対象校の拡充をお願いいたします。

(市) 現時点での業者委託は厳しいと考えています。令和4年度は12校を対象に業務委託を行っています。健康診断マニュアルの改訂や養護教諭の業務改善の一貫から、児童生徒数が1,100人に満たない学校には平成28年度より順次オートクレーブを導入し、昨年度全ての学校園に配置することができました。オートクレーブの導入校からは、養護教員の一部の業務が軽減されたという意見も伺っています。

一方で、経年劣化とともに機器の不具合が出てきており、修理する必要があるという報告も受けています。業者からは、古い機器については代替の部品がなく修理が不可能だと言われており、壊れて動かなくなった機器については新規購入しか手段がありません。1台数十万以上の機器であることや、予算が限られていることもあり、機器の購入や業者委託についても、総合的に判断し、どうすれば検診業務の軽減を図ることができるか、引き続き検討していきたいと考えています。

(組) 検診器具は、定期的に買い替えが生じますし保管場所も必要です。今まで業者委託だった学校が、業者委託ではなくなることで、器具を準備しなければいけない現状があります。数人や数十人違うだけで業務委託から外れることは、業務の負担となります。1,100人の基準を1,001人に引き下げていただくことや、複数配置の基準に満たない学校に業者委託をつけていただきたいと思います。小学校で言えば750人以上、中学校では700人を超える学校で、1人で、ぎりぎりで業務を行っているようなところに業者委託がつけば、より子供たちのために時間を割くことができるのではないのでしょうか。毎年、予算的に難しいという回答をいただいておりますが、先ほど、総合的に判断してというお言葉をいただいたため、ぜひ検討いただき、業者委託の全校導入に至るよう、私たちも引き続き頑張っていきたいと思っております。他都市のように耳鼻科や歯科のみ、器具の種別を分けて一部業者委託に移行していく、特に耳鼻科について実現していただけると大変ありがたいため、そういったところから検討していただきたいと思います。

(組) 修理が必要になってきている学校が多くなってきているということですが、仮に、経年劣化で新規購入が全校必要になってくる場合の費用面と、業者委託にする場合の比較などをぜひ試算していただき、長期的な目で検討いただきたいと思います。

また、オートクレーブについては、放課後に使用している場合が多いと思っておりますが、小学校であれば放課後も学童等で子供が待機しているといったこともありますので、放課後であれば使用できるという状況にない学校もあると知っていただきたいと思います。

(組) 続いて、要求番号4番について発言させていただきます。現在、フッ化物応用のモデル校では、シルバー人材や歯科衛生士を派遣して実施されていると聞いています。教職員の多忙化につながらないように配慮していただき感謝しております。しかし、フッ化物応用を行っている他都市では、子供の誤飲や洗口液の希釈濃度のミスなどの事故が発生していることから分かるように、ヒューマンエラーによる事故の発生は避けられないものと考えています。学校現場でそのような危険を負うのではなく、かかりつけ医で、保護者同伴の下で行うべきではないのでしょうか。現に、養護教員部のアンケートでも、回答者の130名全員がフッ化物応用は学校現場に必要なないと回答しています。

具体的な意見として2点お伝えします。1点目は、学校現場は、人員不足の課題から現在、慢性的な業務の負担増の状況にあります。フッ化物応用を行う時間や実施後の子供の健康観察、万が一の体調不良への対応をする余裕はないという意見です。2点目に、医療を教育の場に持ち込まないという意見です。学校では、ブラッシング指導を主として歯科口腔衛生に関する健康教育を行っています。学校は医療の場ではないため、薬を用いた健康教育は実施していません。私たちは学校現場においてフッ化物応用を行う必要がないと考えています。教職員の多忙化、業務改善の観点から、フッ化物応用に関わる全ての業務に教職員を携わらせないこと、学校では薬を用いた健康教育はしないこと、以上2点を切に求めます。

(市) フッ化物応用については、事故は絶対に起こしてはいけないということを第一に考え、歯科医師会、健康局、シルバー人材の方々等と密に連絡調整を図っています。一例を挙げますと、昨年度11月からフッ化物洗口を始めた学校は、今年1月に休止をしました。5月にまた再開するに当たっては、もう一度シルバー人材の方々には研修を行い、改めてやり方の確認等をして再開させていただきました。その中で、例えばスタッフの方が気になることは、保健所の歯科衛生士の方と密に連絡を取る、もしくは学校等で気になることがあれば教育委員会と連絡を取り、また、まずは先ほども言ったように事故を絶対に起こさない、事故が万が一起こっても迅速に情報共有し、しっかり対応するという形で進めています。今後もこれらのことを第一に考え、事故が起こらないように心がけていきたいと思っています。

先生方の多忙化についても重々承知しており、歯科医師会も学校現場の先生たちに負担がかからない方法でやっていくように考えていますし、もちろん保健所、教育委員会も、同様に考えています。重々、以前からお伝えしていますが、多忙化等の対応として、我々としても、事業を学校が行うものでは絶対になく、学校という場所をお借りして、シルバー人材の方々や外部スタッフを入れて進めていくという形で、今後も考えていきたいと思っています。先日、塗布のモデル実施を行った際も、塗布は、歯科衛生士の方に8名来ていただき、子供たちに寄り添った対応もできていたと考えています。このように、先生方に御負担にならない方法で行っていきたいと考えています。

もう一点の、薬を用いた健康教育についても、御意見として承ります。子供たちの歯と口の健康を改善するためにはどのような方法がいいか、今後検討していきたいと思っていますので、御協力をよろしくお願いいたします。

(組) 県内の他の市町では、歯科医師会がこのようリーフレットを作成し、フッ化物塗布ができる医療機関を紹介し、各家庭でフッ化物応用を選択できるような紹介をしています。また、フッ化物洗口液を無料でもかりつけ歯科医で受け取ることができるような取組をした市町もあります。神戸市でも、このように家庭で医療を選択し、保護者の責任の下でフッ化物応用の取組ができるように求めます。

(市) どのような方法で行っていくのが一番いいのか、今後の検討課題としてしっかりと考えていきたいと思えます。

(組) 学校現場は非常に多忙な状況です。シルバーの方、外部人材の方を活用していただいています。人件費については、また別のところだと承知はしていますが、学校現場の教員としては、1人でも教員として学校現場にきてもらいたい、シルバー人材にかけるお金があるのなら、教員にお金をかけてほしいという切実な思いがあります。十分承知していただいているとは思いますが、よろしくお願いいたします。

(組) いろいろなやり方を検討していただくという点では、教育委員会事務局から健康局、保健所へ様々なやり方についての提案をぜひお願いしたいと思えます。とにかく子供の安全が第一ですので、保護者同伴でということ、きちんとしていただけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

- (組) 検証していただくということで、前向きな御回答ありがとうございます。昨年度も、モデル校の取組の検証をしていただくとおっしゃっていただきました。現段階で、何か提案として検証結果を出すようなところはありますか。
- (市) そうですね、先ほども申し上げたように、途中で休止もあり、データの歯率の低下等というのが、なかなか取れてないところがあります。ただ、先ほどのフッ化物塗布などに関しても、1回目が終わった後、教育委員会、歯科医師会、保健所、そして歯科衛生士会等も集まり、振り返りを行う等、今後の課題等も確認をして次に進みたいと考えています。洗口に関しても、情報を集めて、来年度に向けて何か形になれば、共有をさせていただきたいと考えています。
- (組) ぜひ、子供たちや保護者、それから学校現場にもアンケート等を取っていただいて、検証の材料にしていいただければと思います。
- (組) それでは、教職員課への発言に移らせていただきます。
- (組) 要求文2番について発言します。定年後の働き方としては、フルタイムより短時間勤務を望む声が依然として多くあります。子供の命を預かっているという重責を精いっぱい務め、定年引上げも合わせて60才を越えてもその職務を継続することによりかなり抵抗を感じている養護教員も少なくありません。そこで、養護教員の再任用短時間勤務の運用について要求します。

現在、養護教員が選択できる枠は、フルタイムと短時間勤務は週31時間のみです。再任用職員制度に関する説明文書には、慢性的な人員不足のため、原則フルタイムでの運用を想定しているという文言が明記されています。フルタイムでは働けないが、短時間だったら働ける。しかし、現状は短時間の枠がないに等しい状況で、仕方なく退職をする、または希望ではないが、フルタイムを選択せざるを得ないという状況があります。定年後の働き方を選択する余地がないことに、やるせない思いをしています。来年、2023年度より開始される定年引上げに伴い、定年前再任用短時間を希望した場合の養護教員の雇用枠について、やはり現行の31時間しかないのか。または、一般教員と同じような選択枠を今後検討してもらえるのか。その点は、どのように想定されているのか教えてください。

今後、定年または65歳まで養護教員として働き続けるためには、育児、介護、キャリアアップのための研修、そして自身の健康など、それぞれのワーク・ライフ・バランスを実現することが不可欠です。養護教員の専門性は、長年、子供ファーストで取り組んできたからこそ培われるものであり、定年後もその専門性を神戸の子供たちのために還元できるような短時間枠での採用、また、多様な働き方ができる制度の拡充を要求します。

- (市) 養護教員の定年後の働き方については、令和3年度から再任用短時間勤務の形態を導入しており、その中で希望調査を行っています。現状については、どうしても養護教員は、短時間勤務の方を配置ができる学校が非常に限られている実情がありますので、実際に短時間勤務を希望されていても希望どおりとならない可能性があることは、事実です。

定年後の職員が長年にわたって培われてきたご経験や専門性を、我々としても頼りにし、期待しています。一方で、そういった学校園で継続して勤務をしていただくためにも、多様な働き方ができる環境の整備が課題であるという点は、我々も認識しており、兵庫県等での取組なども、耳にしています。また、まずは国の制度に立ち返る必要がありますので、国や兵庫県を含めた他都市の動向について情報収集を行いながら、かつ、実際に現場で働いている養護教員の皆様方のお声、あるいは、それぞれの学校の状況をきっちりと把握したうえで、引き続き、勤務労働条件の改善について、どういったことができるのか、しっかりと考えていきたいと思っております。

(組) 先ほど県のお話を出していただきましたが、兵庫県の給与確定交渉で、定年引上げ後において一部の職種において短時間勤務が選択できない状況は、高齢期職員の多様な働き方を推進する観点から課題があると考え、定数枠内において実際の運用を工夫することで少数職種を含む全ての職種に対して短時間勤務制度を導入する、この見直しは、実際に定年前再任用短時間勤務職員が任用される2024年4月1日から適用し、暫定再任用職員として任用される職員についても運用対象とするといった回答が出ていると聞いています。この定数の柔軟な運用といったことも、神戸市でも今後考えていただけるということでしょうか。

(市) 先ほども御紹介もありましたが、兵庫県においても、定数枠内において実際の運用を工夫するという言葉がされていますので、我々としても、実際にどういう形の運用の工夫がされるのか等は、情報収集し、勉強した上で、どう生かしていけるのか考えていきたいと思っております。

(組) 文部科学省の令和5年度の概算要求で、子供の心身の健康を担う養護教諭等の業務支援の充実という項目が新規で設けられたことに注目しました。現場の養護教員の多忙化や資質向上、研修のために専門性豊かな退職養護教諭がつくというシステムですが、本当に、退職後の養護教諭の専門性が注目を浴びていると思っております。神戸市の養護教諭、退職養護教諭についても、このような短時間の枠で働けるように、また、この専門性を神戸の教育にぜひ生かしていただきたい。十分御理解いただいているとは思いますが、多様な働き方について、御検討よろしく申し上げます。

(組) 国でも多様な働き方ということで、先日も先読み加配のことが話題に出ています。神戸市でも率先して行ってきたことですので、ぜひともこのような課題に対しても神戸市が率先し、取り組んでいくことを私達も期待しています。どうかよろしく願いいたします。